

積立貯蓄預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
お預け入れいただきました預金は、本規定によりお取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

1. (取扱店の範囲)

この預金は、口座開設のときを除き二回目以降の預入れは、口座振替による預入れにかぎり
ます。払戻しは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。

2. (口座振替)

口座振替によるこの預金への預入れは、別に提出された預金口座振替依頼書の内容にもとづ
き次により取扱います。

- (1) 振替指定日にあらかじめ指定された普通預金口座（以下「普通預金口座」という。）から
あらかじめ指定された振替金額（以下「振替金額」という。）を自動的に引落とし、この預金
口座へ入金します。この場合、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出は不要としま
す。

なお、振替金額は1万円以上1千円単位で指定してください。

- (2) 振替指定日が銀行の休日の場合は、翌営業日に振替えます。

- (3) 次のいずれかに該当するときは、口座振替は行いません。

- ①振替指定日当日の普通預金口座の最終払戻可能残高（振替ライン金額）が振替金額に満た
ないとき。
- ②この預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、口座振替による入金を行
うことによりこの預金口座の残高がその非課税限度額を超えることとなるとき。
- ③この預金口座および普通預金口座について、相続の申出または（仮）差押え等が発生した
とき。
- ④普通預金口座が総合口座またはカードローン口座の場合で、口座振替により引落としを行う
ことにより貸越金が発生または増加するとき。

3. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳
とともに提出してください。

なお、当行が必要と判断した場合は、当行所定の方法により、この預金の預金者本人である
こと、または預金者からの申出であることを確認させていただくことがあります。

4. (払戻回数超過手数料)

- (1) 毎月1日から月末日までの1か月間に1回をこえて払出しをするときは、その回数をこえ
るそれぞれの払出しについて、当行所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動
的に引落とします。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すこ
とのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5. (自動支払い、自動受取り等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをするこ
とはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口
座として指定することはできません。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎日の最終残高に応じた店頭表示の積立貯蓄預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金額情勢に応じて変更します。
- (2) 当行所定の基準による優遇金利を適用する場合には、当行所定の方法により行います。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通

知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 3. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章により記名押印した当行所定の払戻請求書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相

殺されるものとしします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとしします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項および第12条第4項にもとづく期間・金額その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以 上

2020年4月1日現在